

児童手当制度改正のお知らせ

—令和6年10月分（12月支給分）から手当が拡充されます—

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

改正のポイント

- 1 支給対象児童の範囲が高校生年代まで延長されます**
高校生年代には1人につき月1万円支給されます。（第3子以降月3万円）。
- 2 所得制限が撤廃されます**
所得上限限度額以上のため児童手当や特例給付の対象外となっていた方も受給できるようになります。
- 3 第3子以降の手当が増額します**
大学生年代以下のお子さんが3人以上いる方は、支給される金額が多くなります。
- 4 支給回数が年6回になります**
年3回（6、10、2月）支給が年6回（4、6、8、10、12、2月）支給に変わります。

主な変更点	改正前＜令和6年9月分まで＞	改正後＜令和6年10月分から＞
支給対象	中学生までの児童 （15歳になった年の最初の3月末）	高校生年代までの児童 （18歳になった年の最初の3月末）
所得制限	あり	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none">・ 3歳未満 : 15,000円・ 3歳～小学生 第1子・第2子 : 10,000円 第3子以降 : 15,000円・ 中学生 : 10,000円 【所得制限限度額以上】 <ul style="list-style-type: none">・ 所得上限限度額未満 : 5,000円 （特例給付）・ 所得上限限度額以上 : 支給対象外	<ul style="list-style-type: none">・ 3歳未満 第1子・第2子 : 15,000円 第3子以降 : 30,000円・ 3歳～高校生年代 第1子・第2子 : 10,000円 第3子以降 : 30,000円
支給月	年3回（前月までの4か月分を支払） 2月、6月、10月	年6回 （前月までの 2か月分 を支払） 12月、2月、4月、6月、8月、10月
※ 多子加算の 対象年齢	※ <ul style="list-style-type: none">・ 高校生年代の子を第1子とカウント・ 第3子とカウントするのは小学生まで	・ 高校生年代（18歳になった年の年度末まで）※ + 受給者に 経済的負担等がある大学生年代 の 兄弟等

※【高校生年代】とは…平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの方が対象です。

※【大学生年代】とは…平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの方が対象です。

※第3子以降の支給額が上がる特例を【多子加算】といいます。

※【経済的負担がある大学生年代の兄弟等】がいる方は、生計維持や監護相当についての確認書をもって認定します。

世帯の状況により、お手続きが必要です

<p>① 中学生以下の児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方</p> <p>② 児童手当を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方</p> <p>③ 所得制限により児童手当（特例給付）の支給がない方</p> <p>④ 児童手当を受給中で、児童の兄弟等（大学生年代）を含む3人以上のお子さんを養育している方</p> <p>お手続きが必要です</p>	<p>加茂市から児童手当（又は特例給付）を受給している方で、左記の①～④以外の方</p> <p>◇ 中学生以下の児童のみを3人以上養育している方</p> <p>◇ 養育している高校生は算定児童として認定済の方</p> <p>◇ 高校生年代以上の兄弟等がおらず、中学生以下の児童を1人または2人養育している方</p> <p>お手続き不要です</p>
<p>【提出書類】</p> <p>①、③ 児童手当認定請求書</p> <p>② 額改定請求書</p> <p>④ 額改定請求書、監護相当・生計費についての確認書</p> <p>●本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）の写し、健康保険証の写し、請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し</p>	<p>原則、申請は不要です。12月支払から、改正後の手当額で支給します。</p>

* 対象の方は案内に同封されている返信用封筒（切手不要）にてご提出ください。

* 児童手当の受給者（児童の保護者のうち所得が高い方）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）へご確認ください。

申請期限

令和6年10月31日（木）【必着】

制度改正により申請が必要な方について、期限内に提出された場合は10月・11月分の手当を**令和6年12月9日（月）**に支給します。期限を過ぎて提出された場合は、令和7年1月以降に、10月分まで遡及して支給となります。申請の最終期限は**令和7年3月31日（月）**です。

令和7年4月以降の申請となった場合は、申請月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

❖ 郵送先・お問い合わせ

加茂市こども未来課こども未来係

〒959-1391 加茂市幸町二丁目3番5号

TEL 0256-52-0080 内線151

受付 8:30～17:15まで（土・日・祝日を除く）